

(記者資料)

平成 29 年 2 月 10 日 (金)  
問合先：財政部 契約検査課  
担 当：課長 切替 栄一  
電 話：0436-23-9824

## 入札契約制度の改善について

入札契約制度の透明性、公正性及び競争性をより高めるとともに、建設工  
事の品質確保の取組みを総合的に推進するため、入札契約制度の改善を行  
います。

### 1 特定役務の調達に係る制限付き一般競争入札の拡大

本市では、設計金額が 1, 0 0 0 万円以上の案件を対象に制限付き一般競  
争入札を実施していますが、試行として制限付き一般競争入札の対象案件を  
拡大し、今後、一定期間の試行による効果と影響を検証したうえで、本格実  
施への移行を進めます。

< 対象案件 >

- (1)「情報処理」「建物設備等保守・修繕」「検査・分析」「調査・計画」「広  
告・催事」「医療・医事・給食」「人材派遣」「機器保守」「介護・保育」  
業務については、設計金額が 5 0 万円を超える調達
- (2)その他の業務にあつては、設計金額が 3 0 0 万円以上の調達

### 2 建設工事の総合評価落札方式の本格実施

本市では、平成 1 9 年度から総合評価落札方式を試行実施していますが、  
試行の結果を踏まえ、次のとおり対象とする工事の範囲等を見直したうえで、  
本格実施します。

< 改正内容 >

- (1)設計金額が 5, 0 0 0 万円以上の工事は、原則として総合評価落札方式  
とします。  
※設計金額が 5, 0 0 0 万円未満の工事でも、価格以外の要素と価格  
を一体として評価することが適当と認められる場合は、総合評価落  
札方式を採用できるものとします。
- (2)技術評価点に係る加算点を、次のとおり改めます。  
特別簡易型 10 点 → 20 点 簡易型 20 点 → 30 点 標準型 35 点 → 50 点

### 3 適用

平成 2 9 年 4 月 1 日以降に公告する案件に適用します。